

高崎市告示第296号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市区域内の町の区域の変更及び字の区域の廃止をする旨、告示する。

この処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成30年9月26日

高崎市長 富岡 賢治



1 変更理由

高崎都市計画事業浜尻北土地区画整理事業の施行に伴い、土地の区画及び形状を改めた結果、町の区域の変更及び字の区域を廃止する必要性が生じたため。

2 変更内容

別紙のとおり

変 更 調 書

町	字	地 番
小八木町	掛ノ上	752-1、752-4、752-5

上記区域を大八木町に変更し、字を廃止する。

町	字	地 番
大八木町	辻貝戸	1329-1、1329-3、1330-1、1330-4、1330-5、1331、1332、1333-2、1334-2、1336の一部、1337、1338-1、1338-2、1339、1340-1から1340-4まで、1341、1342の一部、1343-1の一部、1343-2の一部、1343-3、1343-4の一部、1346-4から1346-6まで

上記区域(同区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部を含む。)の字を廃止する。

町	字	地 番
大八木町	辻貝戸	1336の一部、1342の一部、1343-1の一部、1343-2の一部、1343-4の一部、1343-5、1343-6、1344-1から1344-4まで、1389-2

上記区域(同区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部を含む。)を浜尻町に変更し、字を廃止する。

町	字	地 番
浜尻町	村西	438、439、439-2、440-1から440-6まで、441-1、乙441、441-3から441-5まで、442-1から442-4まで、443-1から443-3まで、444、445-1、445-3、446-1、446-2、447-1、乙447、丙447、447-4、448-1、乙448、448-3から448-9まで、449-1から449-6まで、450-1、450-2、451-1から451-6まで、452-1、452-2、453-1、453-2、454-1、454-2、455-1から455-5まで、456-1、456-2、456-4、456-5、457-1、457-2、458-1、458-4、458-5、460-1、463-1、464-1から464-3まで、466-1、466-4から466-6まで、467-1、467-2、468-1から468-3まで、469-1から469-9まで、470-1から470-5まで、471、472、473-1から473-3まで、474-1から474-3まで、475-1から475-3まで、476-1から476-3まで、477-1から477-7まで、478、479-1から479-3まで、480-1から480-6まで、481-1から481-4まで、482、483-1から483-4まで、484、485-1、485-2、486、487-1から487-3まで、488-1から488-5まで、489、490、491、492、493-1、493-3、497-1、497-3、498、499-1、499-3、499-4、500-1から500-3まで、501-2、505-2、507-1、507-3、508-1、508-2、508-4、509、510-1、510-2、511、512、513、514、甲515、乙515、516-1から516-3まで、517-1、517-2、518-1、518-2、518-4、519-1から519-6まで、520、521-1、521-2、522、523-1から523-5まで、524-1、524-3から524-7まで、524-9から524-13まで、525-1から525-4まで、526-1から526-6まで、527-2、528-1、528-2、529-1、529-2、530、531-1、531-2、532、533-1、533-2、534-1から534-6まで、535-1から535-6まで、536-1から536-3まで、536-5から536-10まで、537-1、乙537、537-3、537-4、538-1、538-2、539-1、539-2、540、541、542、543-1、543-3から543-5まで、544-1、544-2、544-4、544-5、545-4、545-5
	村東	547、547-2、547-3、548、549-1から549-6まで、571-2、572-1、572-3、573-1、573-2、573-4、574-1、574-4、574-6、575-1、575-2、576-1、587-2、588-1、588-2、589-1、589-2、甲590-1、590-2、590-5、590-10

上記区域(同区域に隣接介在する道路及び水路である市有地の一部を含む。)の字を廃止する。